

令和 8 年度活動計画(案)

令和 8 年 4 月 1 日

令和 9 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人 福島市レクリエーション協会

1 活動実施の方針

令和 8 年度は事業数が戻ってきた感じがありますが「参加者数」としては、まだまだ十分とはいえない状況でした。以前から懸案となっていた一般市民の方々に対する「広報」「宣伝」がいまだ十分ではない結果といえます。令和 8 年度も一人でも多くの市民が、笑顔で、豊かな人生を楽しんで送ることができるよう、子どもから高齢者までのさまざまな人々に対して、多様で多彩なレクリエーション活動を提供するための、たくさんのはたらきかけを含む、当協会が本来行うべき諸事業を実施することはもちろん、「広報」「宣伝」にもより一層力を入れていきます。

また、外部に発信する事業を展開するためには、「人財」が重要です。レクリエーションを支援する人財の育成についても意を用いてまいります。

そして、東日本大震災と原発事故から 15 年が経過したとはいえ、被災されたの方々には、その方々に寄り添った息の長い支援が必要と思われれます。福島市に避難しているの方々に対して、心のケアを含む、身体面、情緒面におけるレクリエーション支援を継続します。

2 活動の具体策

- (1) 協会の基幹事業となる「福島市民スポーツ・レクリエーション祭」を中心に、これまでの継続事業を実施するとともに、市民が生涯スポーツと出会う機会としての「生涯スポーツ・レクリエーションフェア」を開催し、市民への更なるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- (2) レクリエーション運動の限りない発展を期すため、レクリエーション・インストラクターを始めとする人財の育成に努めます。特に、インストラクター養成講習会に参加者を集めるため、前段となる「レクリエーション財専科」にも力を入れて取り組みます。
- (3) レクリエーション協会の将来を考えた時に、子どもに対するアプローチは欠かせないこととあります。子どもに直接アプローチをするとともに、子どもと接している大人に向けてもアプローチを行います。
- (4) まだまだ支援が必要とされる東日本大震災の復興公営住宅でのレクリエーション支援に、福島県レクリエーション協会と協働で取り組みます。
- (5) 協会の認知度を上げるため、事業を実施するだけでなく、関係機関・団体への広報を行うとともに、これまで関係のなかった先へも広く広報することで波及効果を狙います。

2 特定非営利活動に係る事業

1 事業

大項目の事業（定款第5条）		期日・期間	会場
中項目の事業			
小項目の事業			
1 レクリエーションの普及・奨励事業			
1	福島市民スポーツ・レクリエーション祭	4月25日～7月5日	市内各施設
2	ウォークラリー福島大会 （福島市街なか賑わい創出イベントとして開催）	5月24日	福島駅東口広場 スタート・ゴール
3	生涯スポーツ・レクリエーションフェア （日レクtoto助成スポレクEXPOとして開催）	5月4日	福島駅東口広場
4	あそびの城	10月から隔月	平田集会所
5	その他の普及・奨励事業		
2 レクリエーションに関する人材の養成・派遣事業			
1	レクリエーション・カレッジ2026開催事業	3月1日～6月14日	福島市市民センター
2	レクリエーション財専科開催事業	10～11月	アクティブシニアセンター アオウゼ
3	子ども元気アップ講座	6月6日、6月15日	福島市市民センター
4	その他の人材養成・派遣事業	通年	
3 レクリエーションに関する組織の育成・強化・連携事業			
1	レクリエーション関係団体への訪問・支援事業	通年	
2	その他の組織育成・強化・連携事業	通年	
4 レクリエーションに関する啓発・宣伝事業			
1	広報紙発行事業	通年	
2	ホームページ等作成更新事業	通年	
3	その他の広報等事業	適宜	
5 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業			
1	震災復興支援事業		
	1 復興住宅訪問事業（福島県レク協会と協働）	通年	福島市内復興住宅
	2 その他の震災復興支援事業		
2	その他の事業		

2 管理

1 監査会			
1	監査会	4月18日	福島市市民センター
2 総会			
1	総会	4月25日	福島市市民センター
3 理事会			
1	理事会	4月25日	福島市市民センター
		11月28日	福島市市民センター
		3月7日	福島市市民センター
4 一般管理			
1	管理	通年	